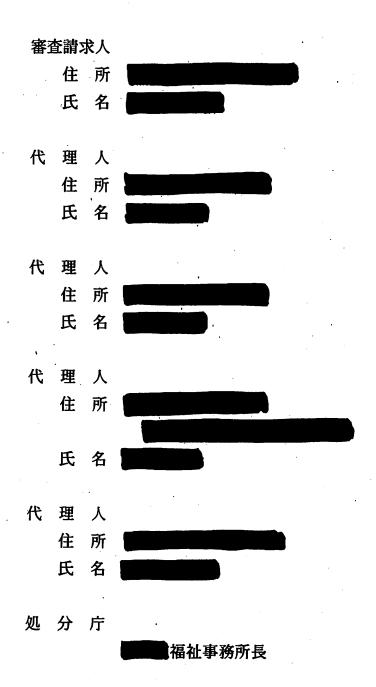
裁 決 書



平成26年9月26日付けで提起された生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

処分庁が平成26年7月31日付けで審査請求人に対して行った保護申請却下処分は、 これを取消す。



理由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、平成26年7月31日付けで行った保護開始申請の却下処分(以下「本件処分」という。)の取消を求めるものである。

2 審査請求の理由

請求人は平成26年7月18日付けで処分庁に対し保護を申請したが、年金担保貸付を利用しており、それがやむを得ない状況によるものとは認められないという理由で却下された。

請求人の年金額は年金担保貸付金の返済がなくても月29,500円であり、衣食住に最低限必要な費用すらかけることができず、また、甲状腺疾患や糖尿病の医療費についても未納金があり、分割で支払っている状況にある。

年金担保貸付は、平成25年に当時の同居人から譲り受けた現在の住居の贈与税や 医療費等の未納を支払うために利用したものであり、やむを得ない理由によるもので あることから、保護を開始すべきである。

第2 処分庁の弁明

1 弁明の趣旨

処分庁は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるものである。

2 弁明の理由

「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」(平成18年3月30日付け社授保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長

県事

通知」という。)によれば、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していた者が、再度貸付制度を利用し、その借入金を借金返済等に費消した後、本来受給できるはずの年金が受給できなくなった場合は、実質的に保護費を借金返済に充てることを目的として年金担保貸付を利用していることになることから、最低生活維持のための利用可能な資産活用(月々の年金受給)を恣意的に忌避しており、法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないものと解し、保護を適用しないものとしている。

本件は、以前年金担保貸付を利用しながら保護を受給していた請求人が、再度の貸付制度を利用している中で保護を申請したものであるが、前回保護受給時に、請求人に対し、文書及び口頭で再度の年金担保貸付利用時の再申請による保護適用はできない旨を説明している。

請求人は、保護廃止以降も引き続き年金担保貸付を利用することにより、生活困窮に陥ることが明白でありながら年金担保貸付を利用し続けながらも、減額された年金などで生活が可能であったこと、さらに今回の年金担保貸付利用の原因となった不動産の取得は賃貸人との合意に基づき家賃を支払う必要がない中での取引であり、加えて当該住居を譲り受けたことに伴い必要となる贈与税分を超えて借り入れしていることから、常習的に利用しているものと判断され、真にやむを得ない状況にあったとは認められない。

第3 審査庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成22年11月16日付けで年金担保貸付を利用し、返済期間は 平成24年10月15日までであったこと。
- (2) 請求人は、平成23年1月21日から法による保護を受け、同年8月1日付けで廃止となったこと。
- (3) 処分庁は、請求人に対し、平成23年2月3日付けで、法第27条に基づき、 再度の年金担保貸付利用時の再申請による保護適用は原則できないことについて、 文書により指導指示したこと。
- (4) 請求人は、保護廃止後、平成24年9月20日付けで年金担保貸付を利用し、 返済期間は、平成26年4月15日までであったこと。
- (5) 請求人は、贈与税の支払いや医療費の未払金の返済、その他負債の支払いのため、平成26年5月27日付けで、年金担保貸付を利用し、独立行政法人福祉医療機構から30万円を借り入れしたこと。返済期間は平成26年8月15日から

平成29年2月15日までとなっており、返済予定額は、貸付利子を含めて1回目から15回目までは20,000円、16回目が6,850円であること。

- (6) 請求人の年金額は年額355,500円(2か月分では59,250円)であり、年金担保貸付金の返済予定額を差し引いた振込額(2か月分)は39,250円(最終返済日となる平成29年2月15日の振込額は52,400円)となること。
- 果
- (7) 請求人は、平成26年7月18日付けで、処分庁に対し、生活保護の申請をしたこと。
- (8) 処分庁は、平成2.6年7月30日にケース診断会議を開催し、請求人は年金担保貸付を利用したことにより生活困窮に陥ったものであるが、年金担保貸付を利用するに至った事情は社会通念上認められるものでなく、また、前回の保護受給時に「再度の年金担保貸付利用の禁止及び保護廃止後の再度の年金担保貸付利用時の再申請による保護適用は原則できない」旨について、文書及び口頭で説明していることから、請求人の保護申請を却下すると判断したこと。
- (9) 処分庁は、平成26年7月31日付けで請求人の保護申請を却下したこと。 なお、請求人あて「保護申請の却下について(通知)」の「1. 却下理由」欄には「今回の申請については、以前年金担保を利用しながら生活保護を受給していたにもかかわらず、再度の年金担保貸付を利用中に申請されたものですが、今回の年金担保貸付利用の原因となった不動産の取得は合意に基づき家賃を支払う必要がない中での取引であり、また、年金担保を利用することにより生活困窮に陥ることが明白でありながらの利用であり、真にやむを得ない状況とは認められません。さらに、前回生活保護受給時に、文書及び口頭で再度の年金担保利用時の再申請による生活保護適用はできない旨説明しております。よって、申請を却下します。」と記載があったこと。

2 判断

法第4条は、保護の補足性について、「保護は、生活に困窮する者が、その利用 し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用 することを要件として行われる。」と規定している。

また、課長通知では、「過去に年金担保貸付等を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護申請を行う場合には、資産活用の要件を満たさないものと解し、それを理由とし、原則として、保護の実施機関は生活保護を適用しない。保護の実施機関は、年金担保貸付を利用している場合には生活保護が適用されない取扱いとなることを、被保護者に対して事前に周知することとし、さらに、申請者個々の状況により、必要に応じ、①急迫状況にあるかどうか、

京事

②保護受給前に年金担保貸付等を利用したことについて社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうかを勘案した上で生活保護の適用を判断する」旨が示されている。

これを本件処分について見ると、本件は、認定事実(1)、(2)、(5)及び(7)のとおり、過去に年金担保貸付を利用のうえ保護を受給していた請求人が、保護廃止後に年金担保貸付を再度利用のうえ申請したものであるが、処分庁が事前に、年金担保貸付を利用している場合には原則として保護が適用されない取扱いとなることを請求人に対して周知していることは、認定事実(3)のとおりである。

また、認定事実(8)のとおり、年金担保貸付を利用するに至った事情は社会通 念上認められるものではないと処分庁が判断したことについては、借入金を専ら贈 与税の支払いや借金の返済に充てたことからすれば、一定の合理性があると認めら れる。

しかしながら、請求人の急迫状況について、処分庁の弁明は、年金から年金担保 貸付金の返済額を差し引いた返済剰余金などで生活が可能であったとするのみであ り、十分に状況を把握した上で判断がなされたものであるとは認められない。

以上のことから、本件処分は課長通知の取扱いに基づく検討が十分に行われた上でなされたものとは認められず、取り消すべきである。

第4 結論

以上のとおり、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定 により、主文のとおり裁決する。

平成26年11月21日

秋田県知事 佐 竹 敬



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か

月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)決定の取り消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表するものは知事となります。)この裁決の取り消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)。